

# Q&A (令和2年9月17日)

## 1 ステッカー配布事業全体について

### Q セルフチェックリストはどこで入手できますか？

A 以下の方法で入手できます。

- (1) 県内各保健所内にある福島県食品衛生協会各支部窓口での配布
- (2) 福島県食品生活衛生課 HP からのダウンロード

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/shokuhin-sticker.html>

### Q ステッカー配布の対象となる施設を教えてください。

A 本事業の対象は、以下の条件を両方満たす飲食店になります。

①施設所在地が福島県内であること

②食品衛生法の飲食店営業又は喫茶店営業の許可施設(自動販売機、露店営業を除く)

なお、上記以外の施設については、「新しい生活様式の実践ポスター」を用いて、自施設の取組みを確認し、利用者に PR することが可能です。

詳しくは下記 HP をご覧ください。

<https://fukushima-new-lifestyle.jp>

### Q ステッカーを取得するのに費用はかかりますか？

A ステッカーの配布は無料です。なお、郵送申込みの場合の郵送費用はご負担いただきますが、ステッカーの送料は事務局で負担します。

### Q 本社で複数の店舗をまとめて申込むことは可能ですか？

A 可能です。その場合、店舗毎にセルフチェックリストを提出してください。なお、セルフチェックリストの「店舗責任者」には営業者等、各店舗の感染防止対策に責任をもって取組める方が自署又は記名・押印してください。

### Q 感染防止対策を実施していない店舗にステッカーが貼られています。県から指導してほしいのですが？

A 必要に応じて、福島県又はその指示を受けた者が店舗を訪問し、感染防止対策について直接確認をさせていただく等、事業者に感染防止策を実施していただけるよう、適切に対応いたします。

### Q ステッカーを貼っている店舗は、県の公認になりますか？

A 事業者の自己申告内容に基づきステッカーを配布しますので、事業者の継続的な感染防止対策

を県が公認するものではありません。

## 2 セルフチェックリストの記入方法について

### Q 「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」

#### とは何ですか？

A 福島県が監修し、各生活衛生同業組合が作成したガイドラインです。飲食業等は、業種・業態が多岐にわたることから、各店舗の実情に応じて、三密(密閉、密集、密接)を避け、手洗消毒などの一般衛生管理の実施、人と人との間隔の確保等を通じて、利用者と従事者の安全を確保するために策定したものです。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/seikatu-korona-gaidorain.html>

### Q E-mail アドレスの記入は必須ですか？

A 必須ではありませんが、今後、ステッカー配布施設に対して、ガイドラインが変更された場合などに情報提供をさせていただく予定ですので、連絡が取れるアドレスを記入してください。なお、E-mail アドレスをお持ちでない場合は空欄で構いません。

### Q 「該当しない」に斜線が入っている項目とその他の項目の違いは何ですか？

A 斜線が入っている項目は、感染防止対策を図るうえで省略できないと考えられる項目です。

### Q 客席がない形態の場合、1-④の項目はどのように記入すればいいのでしょうか？

A 全て「該当しない」にチェックを入れてください。

### Q 店内に対面カウンターはありますが、遮蔽まではしていません。2-⑥の項目はい

#### ずれにもチェックは付きませんが、審査の基準を満たすのでしょうか？

A 2-⑥は「▲」の項目ですので、空白でもステッカーは配布可能です。ただし、今後、アクリル板やビニールカーテン等を用いて部分的でも遮蔽するなど、感染防止対策の徹底を図ってください。

### Q テイクアウトを実施していますが、どこにも相談していませんでした。ステッカー

#### は配布してもらえますか？

A 速やかに管轄保健所にご相談ください。詳しくは下記の HP をご覧ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/takeout.html>

### Q 客の発熱、咳、咽頭痛等の症状の確認方法を教えてください？

A 予約受付時の説明や店舗入口の注意書きに、体調不良時の来店拒否や申し出を掲示する等の方法が考えられます。

なお、旅館・ホテルの場合は、この理由だけをもって宿泊を拒否することは出来ませんので、5-④の対策を実施し、感染防止対策を行ってください。

### Q 利用者の連絡先はどのように把握すればいいですか？

A 予約時や来店時に利用者の連絡先を確認し、記録するようにしてください。また、来店者が感染者と接触した可能性について通知を受けとることのできる「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の利用を促すことも重要です。

なお、この対策は「▲」の項目ですので、空白でもステッカーは配布可能です。ただし、感染拡大防止を図る上で大事な対策ですので、今後の実施に向けて検討してください。

### Q セルフチェックリストに例示されている対策以外は認められないのでしょうか？

A セルフチェックリストの 2-①、②、⑤、⑥、⑦、⑧、5-③の項目に記載された対策はあくまで例であり、何らかの方法で感染防止対策の目的が達成されていれば、ステッカーは配布可能です。

### Q 宿泊施設専用緊急相談ダイヤルの番号を教えてください。

A 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 宿泊施設専用緊急相談ダイヤル  
電話番号：024-521-8582

### Q 店舗責任者とはどのような役職の者ですか？

A 店舗の感染防止対策に責任を有する、営業者・店長・フロアリーダー・エリアマネージャー等を想定しています。

### Q 押印は必須ですか？

A 店舗責任者の自署があれば、押印は必要ありません。

## 3 配布後のステッカーの取扱いについて

### Q どのような情報が公表されるのでしょうか？

A 消費者に適切な感染防止対策を実施している店舗を周知するため、店舗名・施設所在地を県ホームページ等で公表する予定です。さらに、提出されたセルフチェックリストの実施項目も必要に応じて公表することとしています。

**Q ステッカー配布施設が継続して感染防止対策に取り組んでいることを確認する仕**

**組みはありますか？**

A ステッカー配布施設については、クラスター発生のリスクが高い業態などを中心に、福島県またはその指示を受けた者による現地調査を予定しています。

**Q ステッカー配布後に、セルフチェックリストの項目を満たしていなかった場合、罰**

**則等の処分はありますか？**

A 罰則等はありませんが、申込みの際に実施することとした項目は、必ず取り組んでください。なお、ステッカー配布施設が実施している対策が提出されたセルフチェックリストと異なることが確認され、今後も改善する意思が認められない場合は、県のホームページ等で公表している取組施設一覧から削除するとともに、その旨を公表する場合があります。

**Q ステッカーを1施設で複数枚貼りたいのですが、追加の配布は可能ですか？**

A 申し訳ありません。ステッカーは1施設につき1枚のみ配布しています。

**Q ステッカーをコピーして複数個所に貼ってもいいですか？**

A 申し訳ありません。ステッカーの複写・加工・編集・改ざんは禁止しています。

**Q ステッカーを失くしてしまいました。再発行の手続きを教えてください。**

A 申し訳ありません。ステッカーの再発行は原則行わないことになっています。お手数ですが、再度申込みを行ってください。

**Q ステッカーの貼ってあるお店を知りたいのですが、教えてもらえますか？**

A 今後、福島県のホームページで掲載する予定です。